

標本・学術研究用品等
寄贈物 物品 免税明細書 (T-1220)

「年月日」欄には、輸入（納税）申告書に記載されている申告年月日を記載する。

「提出者」欄には、免税を受ける資格のある上記施設又は学校の住所及び名称を記載し、その代表者、施設の管理者又は学校長の職名及び氏名を記載し、職印を押なつする。

「申告番号」欄には、輸入（納税）申告書の申告番号を記載する。

「免税条項該当申告区分」欄には、定率法第15条第1項の該当する号番号を記載する。

「寄贈者の住所、氏名又は名称」欄には、輸入貨物が寄贈物品である場合に、当該事項を記載する。

「陳列又は使用の目的」欄には、学術研究、教育といった目的を具体的に記載することとするが、「学術研究」については、その実体を明らかにするため、次の要領によつて記載する。

- (1) 申請に係る物品を使用して行う「学術研究の課題」、例えば、「××物質の××の状態に関する研究」というような総括的な研究テーマを記載する。
- (2) その物品を使用して「なにをするか」を、例えば(1)の研究を行うために「なにを測定する必要がある」あるいは「××の状態が予想されるので調査する必要がある」というように具体的に記載する。
- (3) その物品の「必要性、適合性」、例えば、「この物品が、なぜ必要か」、「他の物品でも可能であるが、どんな理由でこの物品を選んだか」等を記載する。
- (4) その物品の「利用価値」、例えば、「得たデータをどのように処理し、検討し、あるいはどのように集計したり、分析したりして、いかなる結果を求めるか」又はその結果を「いかに利用するか」等を記載する。

「陳列又は使用の方法」欄には、陳列の方法、使用の実体、操作の実体について記載する。すなわち、「その物品がどのように操作、使用され、どのように働き、どのような結果をもたらすか」を説明する。単に「電源につないで使用する」あるいは「分析を行う」という表現ではなく、例えば、次のように記載する。

- (1) 電気機械の場合……ブロック図、結線図を用いた説明
- (2) 分析機器の場合……原理図、構造図を用いた説明

なお、当該物品が他の物品と組み合わせられて使用される場合には、他の物品がどのようなものであるか（その品名、用途、機械等、輸入品か国産品かの別〈輸入品である場合は、免税品か課税済品かの別〉、その物品と結合状態又は組み合わせる必要性）を記載する。

「陳列又は使用の場所」欄には、陳列又は使用の具体的場所を記載し、特に学術研究用品については、単に「××研究所」という記載ではなく、その物品を使用する場所を、例えば、「××町××番地、××研究所内××研究室」というように具体的に記載する。ただし、1個の物品を多数の研究室で使用する場合には、それぞれの場所を併記すれば足りる。

なお、使用場所の業務内容からみて、専ら研究目的に使用することが客観的に認定し得ない場合（例えば、大学医学部において免税を受けた物品をその附属病院に設置する場合）があるが、これらの場合には、それが「学術研究用に供されるものであること」を積極的に何らかの書類（校則、定款等）によって証明し、設置場所について合理的な裏付けをする必要がある。

「同種品又は類似品について免税を受けたことがあるかどうか」欄には、免税を受けようとする施設が以前にも同種又は類似品について免税を受けている場合には、単に「あり」ではなく、その「品名、数量、輸入年月日、輸入申告番号」等を記載する。

「学術研究用品については新規発明品であること又は本邦において製作困難である事由」欄には、学術研究用品の場合にのみ記載し、標本、参考品、教育用フィルム等については記載する必要はない。

学術研究用品について「本邦において製作困難である事由」の記載に当たっては、単に「本邦において製作困難」又は「国産品は性能的に信頼できない」という抽象的表現は避け、国産困難であるという結論になった経過、理由等を具体的に記載する。例えば、次のような要領で記載する。

(1) 同種の国産品がある場合

(イ) 国産品の製造会社名、型式、銘柄

(ロ) 輸入品及び国産品の性能、特徴その他の比較

(ハ) 輸入品及び国産品の長所、短所（ロと一括して表示してもよい）

(ニ) 国産品では学術研究の目的が達せられない理由（輸入品でなければいけない理由）、したがって、単に既設の本体、関連装置との関係からサイズが合致しないという程度の理由では不十分であり、性能その他の点で根本的な相違があり、学術研究のためには、輸入品でなければならない理由を明らかにする。

(2) 類似の国産品がある場合

上記(1)に準ずる。この場合、国産品で代替できない理由があれば、その理由を記載する。

(3) 国産品が全くない場合

今後国産することを予定している製造会社等がある場合は、その名称、予定銘柄等及び現在国産されていない理由、例えば、原材料がない事実、技術的に困難な点、その理由、販路が少ないために製作していない場合にはその経済的理由等を記載する。

(4) 特殊事情

免税を受けようとする物品が特殊の性格のものである場合は、その事実を記載する。ただし、長年月使い慣れているなどの事情は、特殊事情とは認めない。

特殊事情の例は、次のようなものである。

(イ) 輸入する物品よりも優れた国産品が製作されている場合であっても、その輸入品が複原器等の性格を有し、他の物品に対して基準となるようなもの

(ロ) 諸外国との共同研究を行っている場合等において、データの統一を行う必要から全く同じ物品を用いる必要がある場合

(ハ) 重要機械類の免税に該当する場合又は船舶修繕用品として、我が国において製作することが困難であると認めて財務大臣が指定又は承認したもの

○ 明細書は2通提出することになっているが、免税額が100万円以上の場合は、3通提出する。